

令和2年度第3次補正予算
小規模事業者持続化補助金
＜低感染リスク型ビジネス枠＞
補助事業の手引き
【抜粋版 ①機械装置等費】

2022年6月29日

【注】

本手引きは、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを事務局ホームページでご確認ください。
また、各様式の申請方法については別冊にて解説しておりますので、併せてご確認ください。

【個人情報保護方針】

申請書等にご記入いただいたお名前、役職名等の個人情報は、「令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」の事業実施のために使用いたします。

補助対象となる経費について

補助対象となる経費は、次の1)～5)の条件をすべて満たす経費となります。

- 1) 補助対象経費の全額が対人接触機会の減少に資する取組であること（②感染防止対策費を除く）
- 2) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- 3) 原則、交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- 4) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
- 5) 申請する補助対象経費については具体的かつ数量等が明確になっていること

・補助対象となる経費は、「ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等、感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな取組」を実施したことに要する費用の支出に限られます。補助事業期間中の発注や引き渡し、支払等があっても、実際の事業の取組が補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象にできません。

補助事業実施期間中に実際に使用し、補助事業計画に記載した取組をしたという実績報告が必要となります。（例えば、機械装置等を購入したものの、当該機械装置等を使用して事業計画の取組を行った実績報告がない場合には、当該機械装置等の購入費は補助金の対象にできません。）

上記のとおり、対象経費例と掲載されている経費であっても、公募申請時に補助事業計画を立て、経費として事前に申請を行った経費であって、交付決定を受けている経費のみが補助対象となりますので、ご注意ください。

補助事業の対象期間と遡及適用について

・交付決定通知書の受領後でなければ、補助事業に着手することはできません（経費の発注・契約・支出行為等）。審査の結果、採択が決定されると、補助金事務局から採択者に対し、「採択通知書」が通知されます。その後、補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「交付決定通知書」が通知されます。経費の発注・契約・支出行為が、「交付決定通知書」受領以降でない場合は、対象経費に係る補助金の交付を受けることができません。

なお、本公募においては、特例として、申請時に申請済みであり、交付が決定している補助対象経費に限り、2021年1月8日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として申請することが可能です。

ただし、交付決定前に補助事業が完了するなど、補助事業実施期間中に事業が終わらない場合は補助金を交付することはできません。

補助対象外経費について

下記は、補助対象外となります。

- 申請時、記載されていない経費
- 補助対象期間外の支出
- 実績報告のない支出

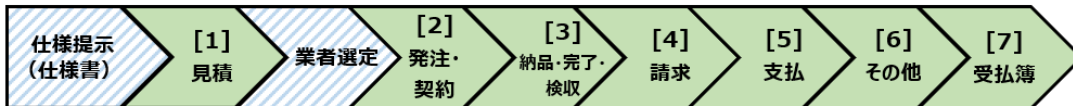
補助事業実施期間中に実際に使用し、補助事業計画に記載した取組をしたという実績報告が必要となります。（例えば、機械装置等を購入したものの、当該機械装置等を使用して事業計画の取組を行った実績報告がない場合には、当該機械装置等の購入費は補助金の対象にできません。）

その他の注意点

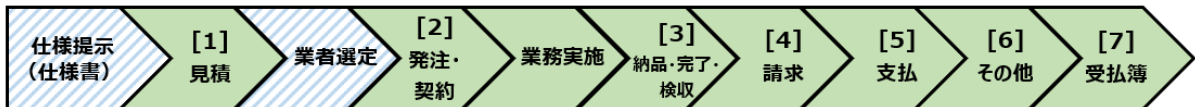
補助対象経費の証憑は、前述の通りの基本的なルールを守ってそろえる必要があります。



例1：物品の納入等を業者に発注する場合の流れ



例2：業務委託・外注をする場合の流れ



補助事業が終了し、「実績報告書（様式第8）」を提出する際には、実施内容の報告と併せて支出経費について必要な証憑を整理したうえで、提出してください。提出いただいた資料等は、事務局で確認します。確認時に、提出いただいた資料に不足等がある場合、支払い経費として認められず、支払いの対象外となってしまうので、時系列に沿って証憑を取りそろえるように、充分にご注意ください。

相見積を取得する際には、代表者や役員、住所等が同一の場合は、実質的な同一企業や関係企業とみなされる可能性があります。

事業実施後に、取得ができないことに気づき、対象外と判断されるケースが多いため、事業実施中から証憑を整えることを忘れないようにお願いします。ご不明な点があれば、事務局にご相談ください。

[提出方法：Jグランツ]

証憑を揃えるということの基本的な手順について

<補助対象経費を計上すること>

補助事業の手引き【8.補助対象経費】に各経費費目についての必要書類などを記載しておりますが、どの経費においても、押さえておくべき基本の手順があります。

具体例：対人接触機会を減らす事業で、①機械装置等費として、セルフレジを購入する

[1]見積書・相見積



A社：
見積書
130万
円



B社：
見積書
120万
円

B社を
選定

A社セルフレジ

B社セルフレジ

[2]発注書

B社宛
発注書

相見積で価格の高い方を選定した場合は補助対象経費として認められません。

※見積内容の異なる2社の見積は相見積ではありません。

[4]請求書

B社
請求書

※機械装置等費においては、車両のみ[3]納品書として提出必須なものがあります。

[5]銀行振込明細受領書



[6]購入したセルフレジの写真



すべての書類を指定の電子データで保存してください。



経費登録システムリリース後、新規で実績報告（証拠書類の登録）をする場合は、全て「経費登録システム」にて添付提出となります。

この手順はすべての証憑において発生します。

証憑を揃えるということの基本的な手順について

<電子署名について>

電子署名を利用した発注書や契約書等を証拠書類として提出することができます。

下記①～③を提出してください。

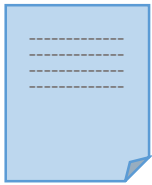
- ① 締結した電子文書
- ② 高度電子署名（電子証明書による認証）または電子署名（メールによる認証）
- ③ 署名者・署名日等が確認できるプロパティ等のデータ

※高度電子署名・・・電子認証局によって本人確認後に発行された電子証明書

<高度電子署名がある場合>

①

締結した
電子文書



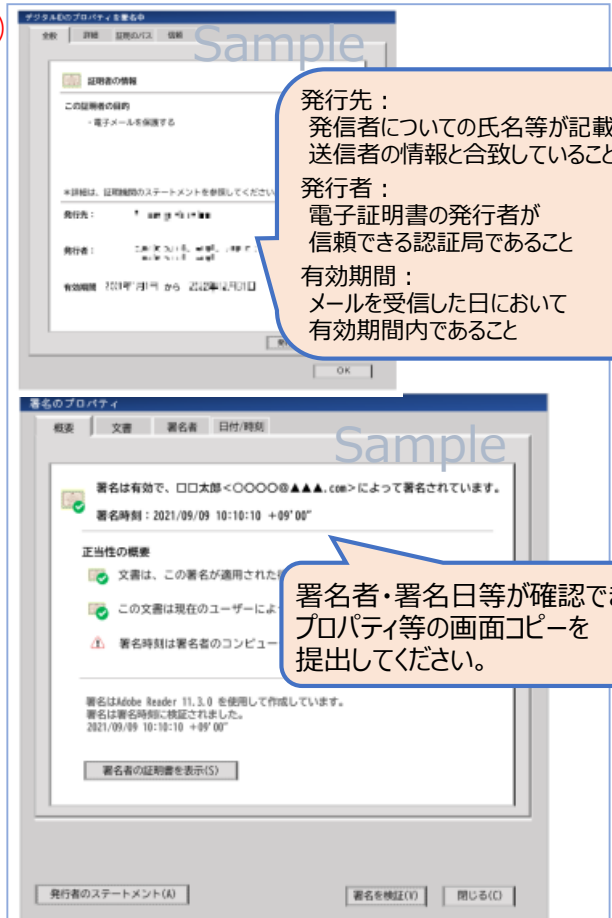
②

電子証明書
(認証局発行)



+

③



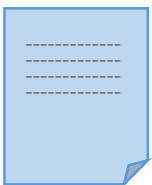
発行先：
発信者についての氏名等が記載され、
送信者の情報と合致していること
発行者：
電子証明書の発行者が
信頼できる認証局であること
有効期間：
メールを受信した日において
有効期間内であること

+

<高度電子署名がない場合>

①

締結した
電子文書



②

電子メール
(メールによる認証)



+

署名者・署名日等が確認できる
プロパティ等の画面コピーを
提出してください。

- ・電子署名の署名日は、見積・契約・納品・請求・支払の流れに沿っている必要があります。
- ・電子署名での発注・契約等をしようとする場合でも、補助事業者と契約相手方事業者との契約であることに加え、補助金で求められる、一連の経理処理の証拠となる書類を整理・保存・提出ができるものである必要があります。

補助対象経費区分ごとの説明および必要証拠書類の例

1) 表記について

各経費区分の説明においては、ページ右上にそれぞれの経費区分が表記されています。

8.補助対象経費

①機械装置等費

2) 経費区分ごとの掲載内容とアイコン

各経費区分の説明においては、それぞれの経費ごとに、下記の順番で記載しています。

| | |
|-------------------|---|
| それぞれの経費の説明 |  |
| 対象となる経費例 |  |
| 対象とならない経費例 |  |
| 実績報告書等提出時に必要な証拠書類 |  |
| 具体例 |  |
| よくある質問 |  |

補助対象経費区分ごとの説明および必要証拠書類の例

3) 実績報告書等提出時に必要な書類の見方

＜補助金の証拠書類についての基本的な考え方＞に基づき、必要のないものは灰色に着色されています。青が必要な商行為、緑が証拠書類として必要とご認識いただき、各証憑を整えてください。

例1：物品の納入等を業者に発注する場合の流れ



※例示：③展示会等出展費

例2：業務委託・外注をする場合の流れ



※例示：⑥雑役務費

4) 証拠書類・具体例の見方

実績報告書等提出時に必要な証拠書類・具体例に記載されている番号は、上記図に記載の番号です。

- [1] -1 見積書
- 2 相見積書
※税込100万円以下の場合については不要
- [2] 発注書または契約書
※市販品の店頭購入でない限り必要
- [3] 納品・完了・検収（システム構築の場合のみ必要）
- [4] 請求書
※市販品の店頭購入でない限り必要
- [5] 銀行振込（明細）受領書または領収書
※口座引き落としの場合は銀行預金通帳の写し
- [6] 成果物（コピー、写真等でも可）
- [7] 受払簿（原材料を購入した場合のみ必要）

※例示：④開発費 証拠書類

- [1] 専門商社からもらう見積書
- [2] 補助事業者が専門商社へ送った発注書
※市販品の店頭購入においては不要
- [4] 専門商社からもらう請求書
- [5] 専門商社へ支払ったことが確認できる銀行振込受領書
- [6] 原材料で試作品の開発した様子がわかる写真
- [7] 原材料受払い簿

※例示：④開発費 具体例

①機械装置等費

事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費



・対人接触機会を減らすための機械装置の導入費用、移動販売車両の購入費用等の事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象となります。

※単価100万円（税込み）を超える場合は、複数（2社以上）の見積が必要です。

実績報告書の提出時に、これら複数の見積書を必ず添付してください。

※中古品の購入について

● 中古品の購入が補助対象経費として認められる条件は、次のとおりです。

- ① 中古品購入の際には、購入金額に関わらず、価格の妥当性を示すため、複数（2社以上）の中古品販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます）による購入は不可）から同等品についての複数者から見積（見積書、価格表等）が必要です。
- ② 購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取組への使用ができなかった場合には、補助金の対象にできませんのでご注意ください。

対象となる経費例



- ・対人接触機会の減少対策と新商品開発の為の真空包装機の購入
- ・テイクアウト事業実施のための移動販売車両、宅配用車両、キッチンカー
- ・客とスタッフ間の感染リスクを低減させるためのセルフレジ費用
- ・決済手段が増えるセルフレジの導入
- ・対人接触機会を減らしながらも、食材の鮮度と品質保持するための真空包装機の購入
- ・おつまみ販売時における対人接触機会を減らすための、特殊な自動販売機の購入
- ・テイクアウト倉庫整備のための棚
- ・テイクアウト商品の保存のための冷蔵ショーケース
- ・テイクアウト・EC・デリバリー事業ためのシステム管理機能の付いたスチームコンベクションオープン
- ・テイクアウト用新商品の高機能業務用レンジ

対象とならない経費例

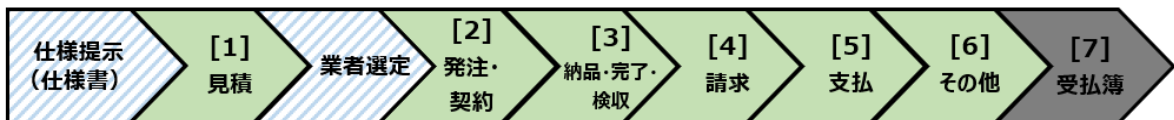


- ・既存事業の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入費用
- ・車両運搬具（ただし、移動販売車両・宅配用車両・キッチンカーについては、補助対象経費として認められることがあります。）
- ・汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン・タブレットPCおよび周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・ウェブカメラ・ヘッドセット・イヤホン・モニター・スキャナー・ルーター）
- ・電話機・家庭および一般事務用ソフトウェア・テレビ・ラジオ・自転車
- ・オンライン会議用サービスの利用に関する費用

実績報告書等提出時に必要な証拠書類



例1：物品の納入等を業者に発注する場合の流れ



[1] -1 見積書（税込100万円以下の場合については、カタログやウェブサイトの情報または
口頭照会による見積合わせの記録でも可）

※税込100万円以下の場合については、市販品の店頭購入または中小企業同士の取引に
おいては不要

-2 相見積（税込100万円超を要する発注をする場合には複数社の見積が必要）

※複数社の見積を取るのが困難な場合は、随意契約とする理由書を提出
（中古品購入の場合を除く）

※中古品の購入の場合は、金額に関わらず、すべて2社以上からの相見積が必須

（この場合、理由書の提出による随意契約での購入は、補助対象経費として認められません）

[2]発注書または契約書

※市販品の店頭購入においては不要。ただし、車両を購入した場合は必須。

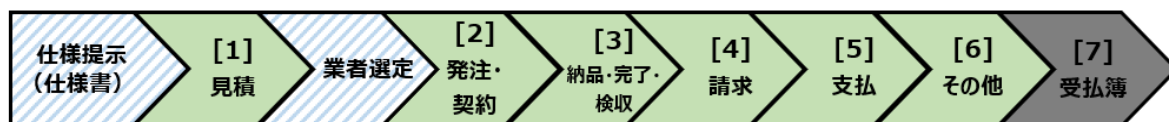
[3]納品・完了・検収（車両を購入した場合のみ）

※自動車登録事項証明（車検証）

[4]請求書

※市販品の店頭購入においては不要

例1：物品の納入等を業者に発注する場合の流れ

**[5]銀行振込（明細）受領書または領収書**

※口座引き落としの場合は銀行預金通帳の写し等を提出

[6]機械装置等の写真等

※購入した機械装置等の写真または内容がわかる資料を必ず添付すること

※単価50万円（税抜き）以上の機械装置等を取得した場合は、「取得財産等管理明細表（様式11-2）」を提出してください。

※補助事業で取得した機械装置には、「小規模事業者持続化補助金による取得財産」という表示（シール等）により他の機械装置と区別すること（壁紙等は除く）。

※移動販売車両・宅配用車両については、造作したことがわかる写真等を提出してください。

具体例）機械商社から機械を購入した場合に提出が必要な証拠書類

- [1]機械商社からもらう見積書
- [2]補助事業者が機械商社に送った発注書
- [4]機械商社からもらう請求書
- [5]機械商社へ支払ったことが確認できる銀行振込受領書または領収書
- [6]購入した機械の写真

よくある質問

Q1. 「市販品の店頭購入」に該当する場合には、見積書・発注書・請求書が不要とのことだが、具体的にはどのようなケースが該当するのか？

⇒ 例えば、家電量販店において、補助事業で使用する機械を現金で購入する場合は該当します。この場合には、領収書および購入した機械の写真を提出のうえ、「市販品の店頭購入である」旨を書き添えてください。

（機械商社に機械を注文し、購入する場合には、「市販品の店頭購入」に該当しません。）

Q2. 40万円の機械装置を2回払い（1回の支払いで頭金20万円を支払い、補助事業実施期間終了後に20万円）で支払った。この場合は補助対象となるか？

⇒ すべての支払いが補助事業実施期間内に終わっていないため、全額補助対象外となります。

Q3. 補助金を使って購入した設備で商品を生産し、販売を実施した。この場合は収益納付の対象となるか？

⇒ 売上発生が見込まれる事業を実施した場合には、「収益納付に係る報告書」の詳細の提出対象となります。

Q4. 銀行振込で代金を支払ったが、取引先が領収書を発行してくれたので、それを支払のエビデンスとして提出すればよいか？

⇒ 振込による支払いの確認のため、銀行振込受領書や通帳の写し（引き落とし日・振込先・振込額が分かるもの）等を提出してください。

Q5. 店頭で商品の使い方説明に用いるために、販売商品である機械を1台加えて購入したが、この1台は補助対象となるか？

⇒ 機械を商品として販売（または賃貸）する補助事業者が行う、当該機械の購入（仕入れ）は、デモ品・見本品であっても補助対象外です。

Q6. インターネットで購入した場合も、見積書が必要か？

⇒ 見積書として商品の詳細（商品名、金額、写真等）がわかる画面のコピーをPDF等にして、提出してください。発注書としての購入完了メール、購入したことがわかる領収書および購入した機械の写真の提出も必要です。クレジット払いについては、P6をご覧ください。

Q7. 中古の機械を購入したが、補助対象となるのか？

⇒ 中古品の購入は、一定条件のもと、補助対象経費として認めます。

・同等品についての複数見積を取得すること。

（個人からの購入や、オークションによる購入は不可）

・購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象経費として認められない。

購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取組への使用ができなかった場合には、補助金の対象にできませんのでご注意ください。

事業効果及び賃金引上げ等状況報告

・この事業に申請した全事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間の事業効果等の状況について、「状況報告書(様式第14)」により報告してください。報告期限は事業効果等状況報告期間終了日の翌日から30日以内となります。

【第1回受付締切から第4回受付締切】

賃上げ加点の適用を申請した場合は、賃金引上げ等の状況についても併せて報告してください。

【第5回受付締切および第6回受付締切】

賃金引上げプランで採択された場合、以下の要件を全て満たす必要があります。要件を満たせない場合は、原則、**補助金全額返還となりますので、ご注意ください。**

- ①補助事業終了1年後の「状況報告書(様式第14)」及び賃金引上げに係る証拠書類(賃金台帳等)の提出
- ②事業終了から1年後において、「給与支給額増加」または「事業場内最低賃金引上げ」を実施

[提出方法: Jグランツ(予定)]

補助対象事業の経理について

1) 補助事業関係書類の保存について(事業終了後5年間)

・補助事業に係る帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧できるよう保存してください。

2) 取得財産の管理について

① 管理台帳の整備

補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても管理する必要があります。取得財産等については、「取得財産等管理台帳(様式第11-1)」を備え管理してください。

② 財産処分の制限

本補助金で取得した財産等を補助事業の目的外で使用する事や譲渡、担保提供、廃棄等の処分を行うには、制限(処分制限)がかかります。詳細は【9.その他(10)財産処分の制限について】を参照してください。

小規模事業者持続化補助金
(低感染リスク型ビジネス枠) コールセンター



03-6271-8927

受付時間

9:30~17:00

※土日祝日、年末年始を除きます。